

個人研究

児童養護施設内心理療法士の職務調査

——生活担当職員の心理担当者に求める職務——

森 田 喜 治

1、はじめに

児童養護施設に心理専門家が2000年に導入されはじめ、17年が経過した。しかし、その勤務の形態や役割については依然として様々な考え方があり、安定したスタイルで運営されているとは言えない。また、施設心理という特殊な労働環境の中で、そこで働く、心理士のみならず、それを受け入れる施設そのものも、心理専門家の役割や、職務内容について十分に理解されているとはいえない。施設の理念や、規模、文化によって心理療法士（施設心理士）に対する意識も定まらず、依然として、安定しないのが現状であろう。2011年6月児童福祉施設最低基準が改正され、児童養護施設に心理担当職員の配置が義務化され、相談室の設置なども行われ、また、職員の配置も施設の基準や施設の形態も変化し、最低基準の改正（厚生労働省の設置基準）や新たなスタイルの小規模施設の導入、被虐待児対応の特別な職員配置等が実施されることで、施設の状況も17年前に比べるとかなり改善されてきたといえる。臨床心理学において被虐待児への対応や発達障害の子どもへのアプローチ、あるいは子どもの権利などについても、かかわり方や、概念が整理され、マニュアル化されてきた。しかし、施設で生活する子どもたちの背景は様々であるだけでなく、子ども一人一人も違う存在で、同じような経験が子どもたちの同じような人格特性を形成させていくとは限らない。そのため生活においても、心理においても、子どもは一人一人が違った存在であって、違った感覚を持ち、違った受け取り方をし、また、違った影響を受けるものであって、決して統一されたものにはならない。それゆえに施設の子どもたちの関わりについてのマニュアルを紡ぎだしたとしても、それをすべてに当てはめることはできない。あくまでも職員と子どもとの関係の中での臨床的な見方を中心にして、個々の特有の関係が成立することで、よりよく子どもを理解することができるのである。

心理士の導入が義務化されたとしても施設内の子どもたちの問題は依然として後を絶たず、さらに、専門家としての心理の在り方も微妙で、十分に心理としての専門性が職務の中で生かされているとはいいがたい。心理専門家の導入については、各施設の規模、理念の相違からく

るそれぞれの施設の在り方があることを考えるならば、そのスタイルは統一される必要はないが、ただ、心理職員の勤務スタイルがその対象となる子ども、保育士によってどう受けとめられているかをそれぞれの勤務スタイルから調整し、その内容を理解したうえで工夫を加えていく必要があろう。ハードを変化させるのではなく、それぞれのスタイルの中でより良い心理の在り方をどう実現するかを考えるべきである。

加藤は「施設で心理職として働くということは、セラピー場面以外の日常的な心理職の姿を子ども達に多く見られると言うことである。日常場面でクライアントである子どもと会った時の対応や、他児への態度、同僚のCW（Child care Worker）とのやり取りなどである。そこで子どもに伝わるものも多くあるように思われる」。(2005 p6) と述べ、家庭を対象とした臨床の在り方と違った施設の特長性を述べ、そのために起こり得ることとしてさらに「施設の子どもの生活の理解のために」「突発的な問題の場合に心理専門家にホームの中で解決を図る」「施設の子どもの理解のために」(2005 p7) といった、生活に入って子どもの心理のケアをすることの肯定面が述べられている。しかしそれに反して、心理の特長性を理解しつつ、生活と切り離れたスタイルをとる必要のあることは多くの論文で語られている。

井出は「施設全体が治療構造を形成している」(2012 p19) と生活環境の持つ治療的な意味を指摘しているが、それは、生活の中での職員同士の協働の中で治療的環境を形成していくことであり心理士導入云々について述べられているものではない。心理職員が心理の役割と生活の役割の両方の役割が任されているのではなく、児童養護施設の総合的な役割をさしている。しかし、筆者は心理と生活それぞれの担当者がもつ専門性を施設環境の中で十分に発揮できるようにする体制を考える必要があると考える。すなわち、竹森は「心理療法の視点は、クライアント中心であり、クライアントがどのように考えているのかを中心に据える。」(2010 p67)「心理療法士は、生活とは少し離れた抽象性や非日常性の中で機能している。」(2010 p66) と専門性の観点からそれぞれの役割の違い、子どもへの視点の違いを述べ、「児童指導員は、生活と言う外から見つめているが、心理療法士は、その児童の内面から外を見ている。それらの食い違いや一致から、より深く児童を理解できるであろう」(2010 p67) とそれぞれの役割による視点の違いを述べその協働によるより良い子どもの理解につながるあり方を示し、結局それぞれの役割が十分に発揮できるように配慮する必要性のあることが述べられている。そのためには外部性によって、本音が言えるような関係が生じてくること、施設全体の問題として安心して意見が言えるような場所づくり、そして、内部では出てこないような外部性を重視した援助の枠組みが必要であることが指摘されている。(2010 p65) 生活担当者は集団生活の日常の様々な仕事、子ども同士の間で起こる頻繁な問題、平等に扱わねばならないといった集団であるが故に起こる問題の管理、運営と言った日常性の維持に追われ、一人一人に目を向けることの困難さゆえの疲弊のためどうしても心の問題については後回しになってしまうという施設ならではの問題を抱えていることを考慮するなら、やはり現実的な対応に加えて心理を

考慮しそれぞれの役割を分担し専門家が持つことが重要となることが理解できるのではないか。また鶴飼は「施設内で大人の役割にしっかりとした境界があるということを子どもたちに示すことが、施設入所以前の生活の中で、大人の役割の境界があいまいな中で生活をしてきたと考えられる子どもたちにとっては、特に治療的に有効な姿勢の一つであると考えられる」(2010 p248)と生活の現実世界と治療と言う非現実的世界との明確な境界の重要性を提示し、また、吉村は「大人に対するカウンセリングと同じように子どもとの心理療法でも、心理室の中で共に考えていく作業をすることが大切である。そのためにはしっかりとした枠組みが必要である。この枠組みをつくることが、心理治療の場をつくることでもあると考える。枠組みの主なものに、心理治療の部屋、心理治療の日程、時間などがある。」(2010 p25)と生活とは明確に分離された心の世界に関わる場の必要性を述べている。井出が述べるように、生活全体が治療的な枠を持つことはいえとしても現実的な日常の生活が持つ治療的な要素と、心理担当者のかかわる治療的な要素とは竹森の述べるような違いがあることを考慮しておかねばならないであろう。

施設は集団の生活の場であり、一人の子どもの心の開放は他の子どもを刺激し、生活するすべての子どもの内的な表現を誘発する。そのため、様々な行動をする子どもたちの生活は混乱する。その中で、生活職員は子どもたちとのかかわりを複雑化させ、対応することができなくなり、心理的問題を表現している子どもだけではなく、他の子どもの生活もできなくせてしまうことになる危険性がある。結局、生活という解放されたところでの心の解放は不可能である。

「治療とは、高度に専門化され、限られた治療的環境の中でその専門家によって行われるものをいい、生活とは基本的に違うものである。」(森田 2006 p260)「他児との共同生活の中では、その表現のための護られた空間を保証してやることは難しい。他者の侵入があり、また、生活上のスキルの教育が行われ、その評価のなされる環境の中で、子どもが自分の心を解放することはできない。」(森田 2006 p261)「心理は心理の専門家が担当し、生活は生活の専門家が担当するところに、その生活の意味と、心理療法の意味とが存在する。」(森田 2006 p264)「彼らが生の形で虐待体験を表現するのはセラピストとの肯定的関係ができ、セラピーの場が他者の侵入から守られ、安心のできる環境であることが確認されてからであることが多い。」(森田 2006 p196)「プレイルームを楽しい遊び場ととらえている児童にとっては、プレイルーム内で1対1の関わりをしてくれる心理担当職員が生活棟にも来ることは、大きな喜びであろう、しかし、この喜びは、心理担当者がある一人の児童とかかわることにより、その他の児童にとっては、その児童に心理担当職員を奪われたという経験に代わるかもしれない。あるいは、心理担当職員の存在があるために、プレイルーム内でのネガティブな表現ができなくなるということが起きてくると考えられる。」(高橋 2009 p53)と心理の非現実の生活が現実の生活の中で行われることに対する否定的問題について述べられている。

藤平は「面接を担当している子どもと日常生活の場において会うことには、デメリットが多いと考えられた。」(2001 p129) そのデメリットの大きなものとして心理面接の場が「生活場面では話すことのできない内的世界を表現する場であり」、現実の場で抑圧されている感情やトラウマ、ストレスは「その秘密の場の治療者との特別な人間関係の中で心の世界を表現することによってカタルシスされていくものである。しかし、守りの少ないところでの心理療法は治療者にとっても、子どもにとっても、危険極まりない状況を作り出してしまうことになる。」(森田 2014 p404) さらに生活の中での心の解放はその子どもに対しても心理的負担を与えることになり、結局、治療的空間でもある生活空間はその役割をなさないどころか、ともに生活する子どもたちの行動化は更なる傷を子どもたちに与えてしまうことになる。

これら多くの研究では、心理的治療の場と生活の場とは一定の距離を必要としているものであることが述べられている。ただこれらの研究の多くが施設心理士に中心をおいている調査が多く、実際の対象である生活担当者を中心としたものは少ない。少なくとも子どもの心の安定は心理士による治療的アプローチだけではなく、生活専門家と心理専門家との協力関係の中で成立するものであるため心理と生活との協力体制あるいは生活担当の職員が心理に求めるものに応じていく必要があり生活担当者が心理担当者に何を要求し、治療という特殊なアプローチによって何をしようとしているかを明らかにする必要がある。あくまでも、心理は生活している生活職員や子どもたちを主体にしたものであって、心理担当導入が施設の不安定状況を作り出すものであってはならない。心理担当者からの一方的な研究、理論的な仮説、予測だけでは、心理担当者が治療と言うことを述べながらも、心理療法家のナルシスティックな制度となることで、その対象である子どもたちや、職員を置き去りにした自己満足になる危険性さえある。生活と心理との協働のために心理専門家側を対象とした一方的な調査に頼るとするなら、内海(2013)があってはならないとする評論に陥ってしまう危険性がある。つまり、心理の専門性とは、生活とは違った視点であり、その違った視点を持つことが必要なのであって、心理が、生活とは少々距離を置いているということでその利点が生じるということ、生活職員自身が感じている必要がある。心理職員が子どもたちの生活に入ると、心理専門家も人間である以上、生活の中で渦巻く子どものすさまじいエネルギーに巻き込まれることが多く、それが、かえって、生活担当者に向けての攻撃性につながったり、逆に、子どもへの極端な敵意を生み出したりすることが生まれる。さらに生活職員への関わりに対する否定や冷静さを失った子どもへの極端なしつけにもつながる危険性がある。また心理職員は子ども達が施設入所以前に負わされてしまった基本的な人間に対する不信、恐怖、攻撃性に反応しやすく、渦に巻き込まれやすいという特質を持っている。それゆえ、心理専門家が生活から一步距離を置くことの意味は、専門家である心理担当者にとっても重要な意味を持つのである。つまり、冷静であること、客観的であること、といった心理療法家として対象とかわる際に持たねばならない専門的な内容を実現するためには、こういった現実から距離のあることが大変重要なのであり、それは、

心理の専門家を守り、また、クライアントを守るために必要不可欠であるといえるかもしれない。子どもたちの生活を担当する者にとって、生活以外の施設への導入は認められないところも多く、それは心理担当者が子どものために何をするかといったことが不明確であり、さらには、心理担当者をどのように扱うかということがつかめなかったことによるものであることは否めない。心理専門家が生活に入り、時折、心理的ケア、心理治療を行うという、極めて変則的な方法を導入することでしのいできたといえるであろう。さらにそれを肯定化するための新たな方法とし、あるいは、臨床心理学の基本である日常への Acting out を防ぎ、Acting in するという基本的な方向を変えることで導入しようとしてきたように思われる。しかし、施設の子どもに対する心理の在り方が、ある児童養護施設の研究団体では心理が生活に入ることを定説のこととし、それを肯定化する方向へと進めていった。それによって施設の心理臨床を印象付けることになり、それが施設心理の在り方として定着させてきた要素が強い。しかし、そこには専門上の問題があり、それは、施設と言う場の子どもたちの状況を知らないがゆえに肯定化できる問題であるといえるかもしれない。それは、施設心理の調査、研究を行い、そのあり方を、施設心理担当者が、子どもの現実の生活を理解するのに必要なこととして理解することや、また、生活カウンセリングをすぐに対処できるということを肯定面として捉え、心理士がわかるの一方向的な見方を中心に進められてきたようである。

そこで、本研究では、心理専門家による治療の対象となる子どもとともに生活し、子どもたちの感情の渦に巻き込まれつつ、子どもの生活のケアを受け持つ生活職員が、心理を担当する職員に対してどのような要求をもち、さらに心理担当職員に対してどのような評価や、施設の中での子どもとのかかわりにどのような働きかけがなされていると感じているかが調査された。その結果から生活職員にとってよりよい心理担当職員の職務を分析することにする。

2、方法

(1) 対象

全国の児童養護施設601施設（現603施設）にアンケートを依頼し、3年以上の経験のある生活職員を対象に、心理担当職員についてその存在意義について調査が行われた。

自由記述によるアンケート（報告書にてまとめ協力施設に配布、2017年龍谷論集第30号にて発表）と心理職員に対する意識調査が行われた。意識調査については2012年に7施設を対象に実施され、「児童養護施設における心理担当職員の役割」として龍谷大学臨床心理学紀要第2号（2014）に報告された。その際のアンケートが用いられた。（ $\alpha = .94$ ）

調査期間は2016年9月～12月で6月にアンケート調査の依頼をアンケート用紙のサンプルと共に全国601か所に配布され、216施設から返事をいただいた。うち様々な理由で協力いただけなかった69施設をのぞいて147施設にアンケート用紙を配布した。アンケートの回答のあ

った91施設468名、うち99名については回答が不十分であったためデータから省かれた。

平均勤続年数 9.3年（標準偏差7.8）平均年齢 32.7歳（標準偏差9.8）」

（2）因子分析および因子との関連について

生活職員による心理職員の役割について意識調査の結果を探索的因子分析を行った結果第1因子「心理的業務の因子」（ $\alpha = .904$ ）第2因子「心理業務以外の雑務の因子」（ $\alpha = .901$ ）第3因子「心理職員に対する否定的評価の因子」（ $\alpha = .903$ ）第4因子「子どもの生活業務の因子」（ $\alpha = .874$ ）第5因子「子どもの人間関係の因子」（ $\alpha = .852$ ）第6因子「子どもの変化の因子」（ $\alpha = .712$ ）の6つの因子が抽出された（表1）。これらの因子構造を基礎として、心理担当職員の施設内の勤務形態、勤続年数における各因子の平均の差の検定、各因子の関連をt検定、偏相関により算出された。（SPSS 統計パッケージ Ver. 24）

① 心理職員の業務形態による各因子の関連

施設での心理担当職員の以下の勤務形態によって、各因子の関係を偏相関係数により関連を分析する

独立：生活上のケアと心理のケアを分離させ、協力することで子どものケアを行う

部分独立：心理的ケアを行う担当者は基本的には日常生活に入らないが必要に応じて生活の手伝いをする

部分混合：生活に入りつつ心理治療をおこなうが基本的には子どもの生活に入りケアを行う

混合：生活担当者と同じようにシフトに組まれ時折心理治療を実施する

② 勤続年数による各因子の偏相関

心理担当者の導入は、児童養護施設に入所する子どもたちの多くが、虐待を受けている可能性が高く、心理的ケアの必要性から、2010年心理士の導入が義務化された。しかし、心理業務につく職員の導入はそれまで心理治療者のなかった施設の中では一定の混乱を招くことになった。生活職員による心理担当職員の仕事内容や、勤務の方法などについては具体的な方向性は示されず、どのような職務が心理の業務であるかについても様々な考え方があり、各児童養護施設においての勤務のスタイルが模索された。

生活担当職員にとっては心理業務を行う心理担当者が導入される以前から生活業務についている職員、義務化される以前に任意で心理担当者が導入されるようになった時期に生活職員として勤務し現在に至る職員、施設内での心理職員の存在が義務化されたころの職員、施設の仕事を始めたころにすでに心理職が導入されていた職員によって心理形成に対する意気込みの違いのあることを仮定、それぞれの勤続年数によって以下のように分類され、それぞれの勤続年数の生活職員の心理職員に対する意識を各因子の関連が分析された。

2年～5年 （心理担当職員の導入が義務化されたころから勤務した職員）

6年～9年 （心理担当職員の導入を任意に開始された頃から勤務した職員）

10年～15年 （施設入所児童の約6割が被虐待児であることが指摘されたがまだ心理職の

児童養護施設内心理療法士の職務調査

勤務がなされていなかったところに勤務した職員)

16年以降

(児童養護施設に心理担当職員が導入される以前から勤務した職員)

表1 生活職員の心理担当職員に対する意識の因子分析負荷量表

		第1因子 (α .904)	第2因子 (α .901)	第3因子 (α .903)	第4因子 (α .874)	第5因子 (α .852)	第6因子 (α .712)
心理 の 職 務 の 因 子	心理士の施設内研修が役に立った	0.858					
	他者の理解に役立った	0.843					
	自分自身の理解に役立った	0.840					
	保育士の精神的安定に役立った	0.708					
	一般的な人間の行動の理解ができた	0.679					
	一般的な人間の理解に役立った	0.673					
	一般的な人間の心について理解できた	0.566					
	発達についての理解に役立った	0.541					
	保育士の行動が変わった	0.533					
	子どもの心の理解ができた	0.472					
	子どものしつけについて理解できた	0.451					
心理 以外 の 生 活 の 因 子	対外行事について役立った		0.863				
	地域とのかかわりについて理解できた		0.804				
	施設の運営について理解できた		0.797				
	夜勤業務に役立った		0.727				
	社会について理解できた		0.715				
	職員の男女関係について役に立った		0.686				
	子どもの衣食住について理解できた		0.587				
	子どもの健康について理解できた		0.582				
評 価 の 因 子	いらいらするようになった			0.856			
	子どもの落ち着きがなくなった			0.849			
	悩みが増えた			0.808			
	子どもが生活になじまなくなった			0.779			
	子どものしつけが難しくなった			0.750			
	子どもの心がわからなくなった			0.741			
	子どもの問題行動が激しくなった			0.735			
	相談すると疲れる かえって邪魔になる			0.728 0.586			
子 ど も の 生 活 の 因 子	子どもの進学について役に立った				0.845		
	子どもの進路、就職について役立った				0.752		
	子どもの学習について役に立った				0.675		
	子どもの習慣について理解できた				0.502		
	子どもの遊びについて理解できた				0.405		
人 間 関 係 の 因 子	子どもの施設内での人間関係について 理解できた					0.902	
	子どもの親との関係について理解できた					0.741	
	子どもの行動へのかかわり方がかった					0.626	
	子どもの友人関係が理解できた					0.489	
	子どものきょうだいとの関係について 理解できた					0.421	
	子どもの男女関係について理解できた					0.410	
変 化 の 因 子	子どもの心が変化した						0.606
	直接子どもに関わらない仕事について 役に立った						0.564
	子どもの行動が変化した						0.545
	保育士の子どもへの対応が変わった						0.491

表2 勤務形態による各因子の得点の平均

	1	2	3	4	5	6
独立	4.64	3.60	4.01	3.55	3.39	3.55
部分独立	4.64	3.58	4.03	3.44	3.43	3.54
部分混合	4.23	3.53	4.00	3.43	3.48	3.50
混合	4.53	2.92	4.38	3.47	4.33	3.59
平均	4.51	3.41	4.11	3.47	3.66	3.55

3、結果と考察

(1) 勤務形態による因子の関連の結果

各勤務形態に従ってそれぞれの因子ごとに平均点を比較してみると、(分散分析、多重解析)の結果すべての因子において勤務形態ごとの差はみられなかった(表2)。

次に、それぞれの勤務の形態ごとに因子同士の偏相関を用いることで関連をみる。それぞれの形態ごとに重回帰分析を行ってみたが、回帰の有意性が認められたものの、どの因子についてもトレランスが低く VIF が高く共線性が見られたため、有意が認められるものの信頼性は確かめることができなかった。

さらに、実数数が多く、単純に相関係数の高さから相関の在りなしを決定することはできない。他の因子の影響を排除するため、偏相関が行われ、さらに、偶然の偏相関を排除するため母偏相関係数との差を t 検定により有意性を算出し、偏相関係数の高さとは有意性との両者から関連をみることにした。(エクセル統計 Ver. 2. 02)

それぞれの形態による各因子との関連から各勤務形態の特性を導き、自由記述の結果をふまえながら各群の構造を図示し考察する。

特に当初の目的である、心理担当職員に対する生活職員の評価との関連をみるため第3因子である、心理職員に対する「否定的評価」との関連を中心に分析が行われ、さらに他の因子との関連が算出された。

第3因子の心理士に対する生活職員の否定的評価を中心にしていすが、他の因子との関係も考慮しながら全体的に心理の在り方を考察することにする。

① 独立

第3因子と第1因子との間で低い負の相関が見られ、同時に $P < .01$ で有意であり、第2因子との間で正の中程度の相関がみられ、 $P < .01$ で有意であった。

第1因子と第4、6の因子との間で中程度の正の相関がみられ、 $P < .01$ の有意性が確認され、第1因子と第5因子との間で低い正の相関がみられ、 $P < .01$ の有意性が確認された。第2因子と第4因子との間で正の低い相関がみられ、 $P < .05$ の有意性が確認され、第2因子と第5因子との間で中程度の正の相関がみられ、 $P < .01$ の有意性が確認された。第4因子と第5因

表 3 独立の偏相関行列

	第 3 因子	第 1 因子	第 2 因子	第 4 因子	第 5 因子	第 6 因子
第 3 因子	1.0000	-0.2572	0.4340	0.0954	-0.0463	0.0408
第 1 因子	-0.2572	1.0000	0.0963	0.5732	0.2868	0.4315
第 2 因子	0.4340	0.0963	1.0000	0.1929	0.3479	-0.0110
第 4 因子	0.0954	0.5732	0.1929	1.0000	0.1665	-0.0212
第 5 因子	-0.0463	0.2868	0.3479	0.1665	1.0000	0.0674
第 6 因子	0.0408	0.4315	-0.0110	-0.0212	0.0674	1.0000

表 4 独立の母偏相関係数の無相関の検定

	第 3 因子	第 1 因子	第 2 因子	第 4 因子	第 5 因子	第 6 因子
第 3 因子	—	p<0.001	p<0.001	0.2288	0.5600	0.6072
第 1 因子	**	—	0.2245	p<0.001	p<0.001	p<0.001
第 2 因子	**	—	0.0142	p<0.001	0.8898	0.8898
第 4 因子		**	*	—	0.0348	0.7892
第 5 因子		**	**	*	—	0.3957
第 6 因子		**	**			—

[上三角：P 値/下三角：*, P<0.05 **, P<0.01]

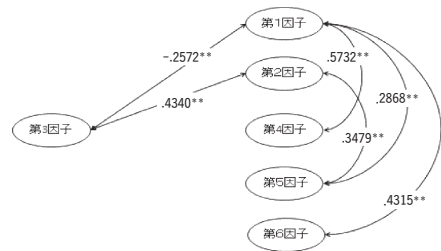


Figure 1

子との間で低い正の相関がみられ、 $P < .05$ の有意性が確認された。(表 3・4, Figure 1)

② 部分独立

第 3 因子と第 2 因子との間に中程度の正の相関があり、 $P < .01$ で有意である。第 1 因子と第 4, 5, 6 の因子との間に中程度の正の相関があり、 $P < .01$ で有意である。

第 2 因子と第 4, 6 因子との間に低い正の相関があり $P < .05$ で有意である。

第 2 因子と第 5 因子との間に中程度の相関があり、 $P < .01$ で有意である。第 4 因子と第 5 因子は低い正の相関があり、 $P < .05$ で有意である。(表 5・6, Figure 2)

表 5 部分独立の偏相関行列

	第 3 因子	第 1 因子	第 2 因子	第 4 因子	第 5 因子	第 6 因子
第 3 因子	1	-0.14278	0.38373	-0.11861	-0.03058	0.046228
第 1 因子	-0.14278	1	0.132814	0.388807	0.428103	0.323714
第 2 因子	0.38373	0.132814	1	0.172714	0.34201	0.182857
第 4 因子	-0.11861	0.388807	0.172714	1	0.171703	-0.03158
第 5 因子	-0.03058	0.428103	0.34201	0.171703	1	-0.01969
第 6 因子	0.046228	0.323714	0.182857	-0.03158	-0.01969	1

表 6 部分独立の母偏相関係数の無相関の検定

	第 3 因子	第 1 因子	第 2 因子	第 4 因子	第 5 因子	第 6 因子
第 3 因子	—	0.053178	7.57E-08	0.10881	0.680315	0.5332
第 1 因子		—	0.072292	4.92E-08	1.35E-09	7.38E-06
第 2 因子	**		—	0.019053	2.02E-06	0.012974
第 4 因子		**	*	—	0.019777	0.670431
第 5 因子		**	**	*	—	0.790802
第 6 因子		**	*			—

[上三角：P 値/下三角：*, P<0.05 **, P<0.01]

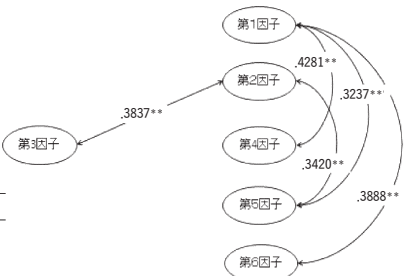


Figure 2

③ 部分混合

第 3 因子と第 2 因子との間で中程度の相関があり、 $P < .05$ で有意である。第 2 因子と第 5 因子との間で中程度の正の相関があり $P < .05$ で有意である。第 2 因子と第 6 因子は中程度の負の相関があり $P < .05$ で有意である。

尚、第3因子と第6因子、第1因子と第2因子、6因子との間で中程度の正の相関、第4因子との間で低い正の相関、第4因子と第5因子、第5因子と第6因子との間に中程度の相関がみられるが、有意性が確認できなかった。(表7・8, Figure 3)

表7 部分混合の偏相関行列

	第3因子	第1因子	第2因子	第4因子	第5因子	第6因子
第3因子	1	-0.23444	0.518036	-0.23384	-0.14387	0.326696
第1因子	-0.23444	1	0.327423	0.258041	0.134091	0.4426
第2因子	0.518036	0.327423	1	-0.13003	0.594045	-0.45169
第4因子	-0.23384	0.258041	-0.13003	1	0.432254	-0.1318
第5因子	-0.14387	0.134091	0.594045	0.432254	1	0.347664
第6因子	0.326696	0.4426	-0.45169	-0.1318	0.347664	1

表8 部分混合の母偏相関係数の無相関の検定

	第3因子	第1因子	第2因子	第4因子	第5因子	第6因子
第3因子	—	0.319788	0.019296	0.321067	0.545088	0.15976
第1因子		—	0.158778	0.272019	0.573017	0.050675
第2因子	*		—	0.584804	0.005748	0.045582
第4因子				—	0.056993	0.579661
第5因子			**		—	0.133097
第6因子			*			—

[上三角：P値/下三角：*, P<0.05 ***, P<0.01]

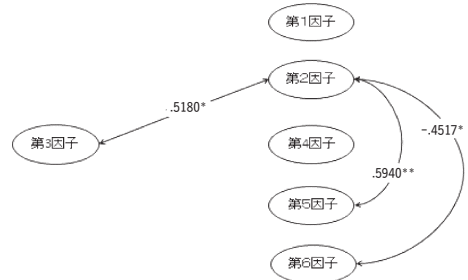


Figure 3

④ 混合

第3因子と第1因子との間で中程度の負の相関がみられ、第2因子と中程度の正の相関がみられ、 $P < .01$ で有意であった。第1因子は第2因子、第5因子、第6因子において中程度の正の相関がみられ、 $P < .01$ で有意であった。第4因子と第5因子との間で中程度の正の相関がみられ $P < .01$ で有意であった。また第6因子との間で低い正の相関がみられ $P < .05$ で有意であった。

第3因子と第6因子、第2因子と第4因子、との間で低い正の相関が認められるものの有意性が認められなかった。(表9・10, Figure 4)

表9 混合の偏相関行列

	第3因子	第1因子	第2因子	第4因子	第5因子	第6因子
第3因子	1	-0.40097	0.444548	-0.09515	-0.0362	0.245385
第1因子	-0.40097	1	0.402336	0.01639	0.355214	0.427504
第2因子	0.444548	0.402336	1	0.222102	-0.05026	-0.05415
第4因子	-0.09515	0.01639	0.222102	1	0.389477	0.253046
第5因子	-0.0362	0.355214	-0.05026	0.389477	1	0.173926
第6因子	0.245385	0.427504	-0.05415	0.253046	0.173926	1

表10 混合の母偏相関係数の無相関の検定

	第3因子	第1因子	第2因子	第4因子	第5因子	第6因子
第3因子	—	0.001025	0.000233	0.454504	0.776419	0.050656
第1因子	**	—	0.000982	0.897718	0.003973	0.000426
第2因子	**	**	—	0.077749	0.693257	0.670837
第4因子				—	0.001468	0.04365
第5因子		**		**	—	0.169292
第6因子		**		*		—

[上三角：P値/下三角：*, P<0.05 ***, P<0.01]

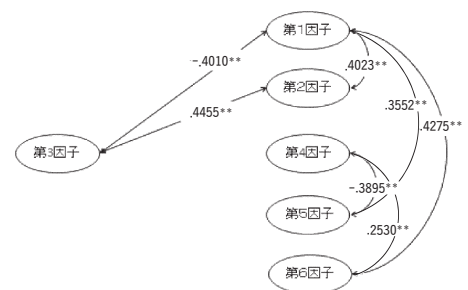


Figure 4

(2) 勤務形態による因子の関連の考察

① 否定的評価の因子(第3因子)との関連

独立と混合の勤務形態の両者に否定的評価の因子と心理的業務との間に低い負の相関がみられ、心理的業務について生活職員平均点をみると否定も肯定もしてはいないものの肯定的関連があるといえる。また、心理業務以外の雑務については否定的評価との関連では正の相関がみられ、雑務については否定的な評価と関連がある。また、独立と混合の心理的業務について自由記述から、その内容に違いがみられ「心理担当職員に求めるもの」「心理職員の職務」の項目でみると、独立の群では(子どもたちの心のケア)(個別のセラピー)(自分たち(生活職員たち)のわからない子どもの内的世界)など、心理担当職員の治療を主とした専門的かかわりの期待が挙げられ、一方混合では(児童の持っている問題について生活担当者と協力する)(専門的観点から子どもを見てもらう)(日々の生活の中での人間関係等についての支援)など生活の中での子どもとのかかわり方に対する指導や評価についての期待がある。また「心理担当職員に求めるもの」の項目では職員のケアについて部分混合、混合の群には見られず、部分独立、独立の群に(職員の心のケア)(職員へのアドバイス)に対する期待がある。部分混合、混合の群については生活の中に入っているゆえか特別に職員のケアを求めることは少なく、独立群の期待は生活から離れているがゆえに求められる心理の職務であるのかもしれない。数字として表れていないので断定するのは少々危険かもしれないが、生活に入る心理職員自身も、子どもたちの感情の渦に巻き込まれることによって、生活担当者を客観的に見ることが難しくなり心のケアよりも、指導が優先しているのかもしれない。

生活職員は心理職員の心理的業務についての肯定性との関連は独立と混合の群のみに見られ、その中間的な位置にある部分独立、部分混合には関連が見られない。また、すべての群において生活上の雑務についてはその平均が中央に集中しているとはいえ、偏相関によると、否定的評価との関連が見られ、心理担当者による生活上の雑務に関する役割については肯定的な役割としてはとらえられていない傾向にあることがわかる。全体的に見ると、心理職の勤務形態が完全に独立している群と生活の中に入り込んで子どものケアを行っている群と両者に肯定的な評価と関連があるもののその職務の内容に違いが生じている。部分独立と部分混合については評価について心理業務との関連はなく雑務との否定的関連を持っていることがわかる。勤務形態から見ると、しっかりと心理的業務を中心にして協働していくかあるいは、生活に入ってその中で心理的なアドバイスをしていくかによって評価されており、心理担当職員の心理的業務としては、独立の群に関しては、治療的アプローチが期待され、その報告を得ることで子どもの心の世界を理解しそのうえで、生活の中に生かしていくことを考慮している姿がうかがえ、混合群の場合は、実際の生活のなかでの子どもの行動や、特性から、子どもとのかかわり方を心理担当職員からアドバイスを得ることを中心に据えており、また、職員の子どもへのかかわり方の評価を求めている部分がある。独立群の場合には、心理治療という専門的な業務につい

て、混合の場合は生活の中で子どもへの別の観点（心理学的観点）からの理解、心理としての専門的な生活のアドバイスを主としている。また、実際に生活に入っているという利点を生かし、そのつどの職員の子どもへのかかわり方の評価を求める姿も見られ、ともに、生活職員から肯定化されてはいるが、その求める内容や、役割としては違いが見られ、これらの違いは生活に入っているという点での違いにより生ずるものであるといえよう。

施設の中では、心理職員の業務としては、専門的な心理治療という役割と生活職員とは違った観点から子どもを理解し、生活の中でのアドバイスをするという役割を持っていることが考えられる。それらはどちらかに肯定、否定の評価があるのではなく、施設が心理担当職員に求める役割であり、その勤務の形態に違いがあるために生じる内容であるといえよう。部分独立や部分混合では生活担当者の心理業務についての評価とは関連がなく、雑務についての否定的な評価と関連をもっているのみである。心理の仕事が生活の中での子どもの行動の理解及び、生活担当者のかかわり方の評価、日常の子どもの行動の理解に関与しその内容についての報告かあるいは専門的な心理治療においてその心理業務の意味を持っているのであり、その心理的業務と否定的評価との負の相関と言う関係が示されたのであろう。生活のケアと心理ケアとが混在し、どちらともいえず中途半端な形で子どものケアにかかわることに問題があるといえるのかもしれない。生活内の雑用を任せると言うことは、生活担当者の補助的な役割を担うことになり、心理専門家としてその専門性を発揮し心理職員としてのアイデンティティを持つことのできる場にはなっていない危険性がある。

部分独立、部分混合、混合の群のように何らかの形で生活にかかわりがある場合、自由記述からも理解できるように心理治療に不都合が生じないよう、心理治療を受けている子どもと日常関わらないように配慮したりと心理治療に支障がないように配慮されている場合が多い。また、心理担当者と生活担当者が話し合っているところを子どもにみられないように配慮したりしているところが多く、子どもの情報が生活のなかに漏れ出さないように配慮されており、その意味では心理職の役割としての心理治療の必要性やその意味については一応の理解がなされているといえるのかもしれない。

②その他の因子の関連について

独立においては「心理的業務」と「子どもの生活業務」、「子どもの人間関係」、「子どもの変化」と関係を持っており心理的な業務の役割を通してそれぞれの生活の中でも子どもたちの日常に心理的業務が影響していることを生活担当者が感じていることがわかる。また、「生活の雑務」と「子どもの人間関係」との間に関連がみられるが、雑務の中に子どもの通院の手伝いや、生活担当者にかわって子どもとかかわる業務を心理担当者が担うことがありそのような雑務を通して子どもとの人間関係を結ぶことが多く、「子どもの人間関係」との関連が生じたものと思われる。つまり雑務とされる日常のある意味どうでもいように思える小さな子どもへの関わりと子どもの人間関係とはつながりがあり、本来ならば、日常の大きな仕事に心奪われ

るのではなく、雑用の中にある子どもとの関係に目を向けることで子どもへの人間関係に関与できたものと思われる。この傾向は部分独立でも全く同じ構造になっており、心理的業務に対する評価との関連がないにしても、この傾向は独立の考察と同じことが言えよう。

部分混合では「心理以外の雑務」は「子どもの人間関係」や「子どもの変化」との関連があり、それらの内容が心理との関連がない。日常の業務の多くが子どもとかかわることを主としておりいわば片手間に治療的アプローチを要求されているのかもしれない。文章として明らかにはなっていないが、部分混合の群の施設の職員によると、特に心理的ケアについての職務は要求されず、心理担当職員から心理的業務の要求をしたところ、したければ、勤務時間外でやるようにと言われたとのことである。この関連からも明らかなように、部分混合においては心理的業務についてはどの業務とも関連を持たず、さらには心理以外の生活の業務においても他の因子との関連は全くなく、担当者にとっては、「日常での子どもの生活」、「子どもの変化」について「心理以外の雑務」と関連があり、さらに「子どもの変化」については負の相関で示し、心理担当者の「心理以外の雑務」と「子どもの変化」についてはマイナスに捕らえられている傾向にある。心理導入がなされた当初、心理担当者として就職させることで職員不足の0.5助かると施設長たちが語っていたことにつながる。心理職の導入であるのかかわらず、保育士不足を補うものとして心理職を導入していたところがあり、心理職の導入について必ずしも肯定的ではなかった。

混合では心理的業務と子どもの生活業務は関連を持つものが混合の群の「心理以外の雑務」「人間関係」「子どもの変化」で、「子どもの生活」が心理的な役割と関連せず、「子どもの生活」は独立して「人間関係」や「子どもの変化」と関連している傾向にあり、心理的業務と生活の業務とが分離していることがみられ。その傾向は部分混合でも見られる特徴である。それにくらべて独立の群全体でみると独立の群も部分独立の群も構造としては同じ構造になっており、心理的な業務を通して子どもの生活上の様々な内容にかかわりをもっていることがわかる。

4、勤務年数による関連の違いについての結果

各勤続年数に応じて、平均の差を分散分析、多重解析が行われた。その結果それぞれの年代ごとに因子の平均値に勤続年数ごとの差は認められなかった（表11）。

表11 勤続年数による各因子の平均値

	第1因子	第2因子	第3因子	第4因子	第5因子	第6因子
A：2～5	3.29	4.01	4.99	3.47	3.39	3.56
B：6～9	3.13	3.92	4.83	3.33	3.27	3.45
C：10～15	3.23	4.28	5.09	3.44	3.42	3.49
D：16以降	3.37	4.22	5.12	3.65	3.45	3.64
平均	3.26	4.11	5.00	3.47	3.38	3.53

それぞれの因子との関連については、各勤続年数の群に応じて重回帰分析が試られたが、勤務形態の違いと同様、トレランスが低く VIF が高いため共線性がみられ、優位性に信頼がもてない。また、勤務形態の分析同様、偏相関による関連性が算出された。

① 勤続年数 2 年～ 5 年

表12 2 年～ 5 年の偏相関行列

	第 1 因子	第 2 因子	第 3 因子	第 4 因子	第 5 因子	第 6 因子
第 1 因子	1	0.061176	-0.18876	0.275194	0.317142	0.364024
第 2 因子	0.061176	1	0.480248	0.271579	0.453655	0.071259
第 3 因子	-0.18876	0.480248	1	-0.13589	-0.14857	0.128307
第 4 因子	0.275194	0.271579	-0.13589	1	0.180046	0.10202
第 5 因子	0.317142	0.453655	-0.14857	0.180046	1	0.038772
第 6 因子	0.364024	0.071259	0.128307	0.10202	0.038772	1

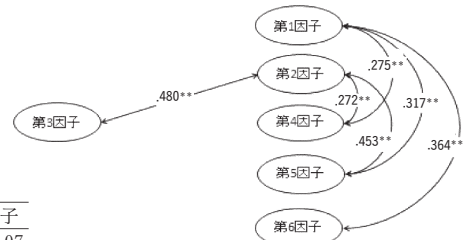


Figure 5

表13 2 年～ 5 年母偏相関係数の無相関の検定

	第 1 因子	第 2 因子	第 3 因子	第 4 因子	第 5 因子	第 6 因子
第 1 因子	—	0.421259	0.012361	0.000228	1.9E-05	7.34E-07
第 2 因子	—	—	1.75E-11	0.000277	2.89E-10	0.348708
第 3 因子	*	**	—	0.072955	0.049731	0.090612
第 4 因子	**	**	*	—	0.017115	0.179131
第 5 因子	**	**	*	*	—	0.610462
第 6 因子	**	**	*	*	*	—

[上三角：P 値/下三角：*, P<0.05 ***, P<0.01]

第 1 因子と第 4, 5, 6 因子との間に低い正の相関があり $p < .01$ の有意性が認められた。

第 2 因子と第 3, 5 因子との間に中程度の正の相関があり $P < .01$ の有意性が認められた。

第 2 因子と第 4 因子との間に低い正の相関があり、 $P < .01$ の有意性が認められた。

② 勤続年数 6 年～ 9 年

表14 6 年～ 9 年の偏相関行列

	第 1 因子	第 2 因子	第 3 因子	第 4 因子	第 5 因子	第 6 因子
第 1 因子	1	0.240397	-0.20696	0.429044	0.238499	0.343332
第 2 因子	0.240397	1	0.326815	0.169885	0.150734	-0.00555
第 3 因子	-0.20696	0.326815	1	-0.15375	0.189367	-0.15096
第 4 因子	0.429044	0.169885	-0.15375	1	0.316919	0.055126
第 5 因子	0.238499	0.150734	0.189367	0.316919	1	0.054409
第 6 因子	0.343332	-0.00555	-0.15096	0.055126	0.054409	1

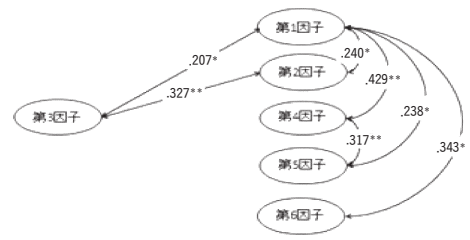


Figure 6

表15 6 年～ 9 年の母偏相関係数の無相関の検定

	第 1 因子	第 2 因子	第 3 因子	第 4 因子	第 5 因子	第 6 因子
第 1 因子	—	0.021715	0.049025	2.2E-05	0.022808	0.000863
第 2 因子	*	—	0.001568	0.107414	0.153811	0.958362
第 3 因子	*	**	—	0.145636	0.072212	0.153177
第 4 因子	**	*	*	—	0.002208	0.603765
第 5 因子	*	*	*	**	—	0.608489
第 6 因子	**	*	*	*	*	—

[上三角：P 値/下三角：*, P<0.05 ***, P<0.01]

第 1 因子と第 2, 5 因子との間に低い正の相関があり $P < .05$ で有意性が認められ、第 3 因子との間で低い負の相関があり $P < .05$ の有意性が認められ、第 4, 6 因子との間で中程度の相関があり、 $P < .01$ の有意性が認められた。第 2 因子と第 3 因子との間に中程度の正の相関があり $P < .01$ の有意性が認められた。第 4 因子と第 5 因子との間に中程度の正の相関があり

$P < .01$ の有意性が認められた。

③ 勤続年数10年～15年

表16 10年～15年の偏相関行列

	第1因子	第2因子	第3因子	第4因子	第5因子	第6因子
第1因子	1	0.121064	-0.12065	0.239209	0.408298	0.340198
第2因子	0.121064	1	0.397881	0.311125	0.059413	0.114459
第3因子	-0.12065	0.397881	1	-0.00867	-0.10628	0.030319
第4因子	0.239209	0.311125	-0.00867	1	0.3696	-0.04314
第5因子	0.408298	0.059413	-0.10628	0.3696	1	0.23203
第6因子	0.340198	0.114459	0.030319	-0.04314	0.23203	1

表17 10年～15年の母偏相関係数の無相関の検定

	第1因子	第2因子	第3因子	第4因子	第5因子	第6因子
第1因子	—	0.266844	0.268491	0.026543	9.52E-05	0.001351
第2因子	—	—	0.000148	0.003548	0.586858	0.294006
第3因子	—	**	—	0.936866	0.330105	0.781689
第4因子	*	**	—	—	0.000461	0.693299
第5因子	**	**	**	**	—	0.031579
第6因子	**	**	*	*	*	—

[上三角：P値/下三角：*, $P < 0.05$ **, $P < 0.01$]

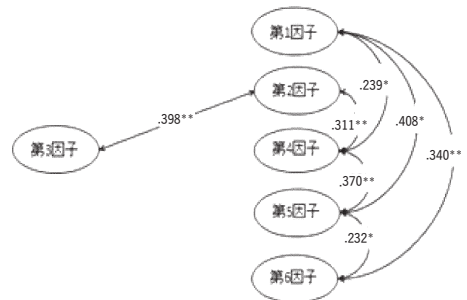


Figure 7

第1因子と第4との間で低い正の相関があり $P < .05$ で有意性が認められ、第5、6との間で中程度の正の相関がみられ $P < .01$ の有意性が認められた。第2因子と第3、4との間で中程度の正の相関がみられ $P < .01$ の有意性が認められた。第4因子と第5因子との間で中程度の正の相関がみられ $P < .01$ の有意性が認められた。第5因子と第6因子との間で低い正の相関がみられ $P < .05$ の有意性が認められた。

④ 勤続年数16年以上

表18 16年以上の偏相関行列

	第1因子	第2因子	第3因子	第4因子	第5因子	第6因子
第1因子	1	0.437616	-0.38793	0.331236	0.236756	0.542637
第2因子	0.437616	1	0.52074	-0.14303	0.310959	-0.2039
第3因子	-0.38793	0.52074	1	0.154584	-0.17359	0.301658
第4因子	0.331236	-0.14303	0.154584	1	0.492889	-0.03812
第5因子	0.236756	0.310959	-0.17359	0.492889	1	0.077559
第6因子	0.542637	-0.2039	0.301658	-0.03812	0.077559	1

表19 16年以上の母偏相関係数の無相関の検定

	第1因子	第2因子	第3因子	第4因子	第5因子	第6因子
第1因子	—	0.000528	0.002399	0.010388	0.07101	9E-06
第2因子	**	—	2.36E-05	0.279825	0.016522	0.12138
第3因子	**	**	—	0.242397	0.188571	0.020239
第4因子	*	*	—	7.31E-05	0.774409	0.559305
第5因子	**	*	*	**	—	—
第6因子	**	*	*	*	*	—

[上三角：P値/下三角：*, $P < 0.05$ **, $P < 0.01$]

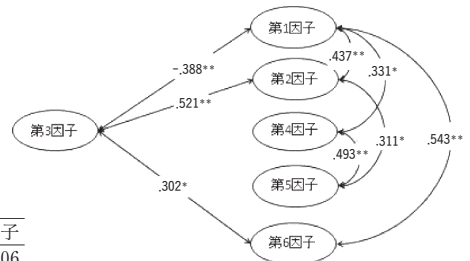


Figure 8

第1因子と第2、6因子との間に中程度の正の相関があり、 $P < .01$ の有意性が認められ、第3因子との間で負の中程度の相関があり $P < .01$ の有意性が認められ、第4因子との間で低い正の相関があり $P < .05$ の有意性が認められた。第2因子と第3因子との間に中程度の正の相関があり $P < .01$ の有意性が認められ、第5因子との間で中程度の正の相関があり $P < .05$ の

有意性が認められた。第3因子と第6因子との間で中程度の正の相関があり $p < .05$ の有意性が認められた。第4因子と第5因子との間で中程度の正の相関があり $p < .01$ の有意性が認められた。

(1) 勤続年数の違いによる因子の関係の考察

① 勤続2～5年は、心理的業務が就職当時すでに施設の中では当たり前になっていた時代に勤務したグループである。偏相関をみると「心理的業務」と「子どもの生活」「子どもの人間関係」「子どもの変化」との関連が見られた。生活職員は施設に就職する以前に、大学の授業等でも心理職員の存在についてはきかされていた可能性もあり、特に珍しいものではなく、さらに、それがあって当たり前であるという状況もある可能性がある。その意味では、心理に対する意識は、他の年代の職員と違って、かなりなじんでいる可能性がある。この群の生活職員の心理に対する意識については、施設内での役割として「心理の業務」が「子どもの生活」「子どもの人間関係」「子どもの変化」と関連しており、子どもたちの生活については心理以外の雑務を除いて、他の因子とすべて関係しており、心理的業務と、生活、人間関係、変化と関連をもっている。生活担当者の心理に対する評価については「心理以外の雑用」について否定的評価と関連し、また、「子どもの生活」の因子とも関連を持っている。心理職について生活担当者は「心理的業務」を通して「子どもの生活」「人間関係」「子どもの変化」をとらえており、さらに、子どもの日常について心理職員の評価としては否定的ではあるが、「心理以外の雑用」が「子どもの人間関係」については、その役割と関連していることがわかる。

② 勤続6年～9年

被虐待児のケアを中心として心理担当職員の導入が義務化され、プレイルームや器具の設置が施設の中に導入された時期に勤務した生活担当職員である。心理の導入がなされたばかりで、心理に対する期待とともに懐疑の目を向けていたところと想像される。このころには心理の必要性について様々に語られ、いままで、あまり触れてこなかった心理というものに対する意識が高まってきたところであると理解できる。それだけに、生活職員達の意識はかなり心理担当者に向けられ、そこに職員の意識が集中したところでもあろう。しかし、このころの心理の在り方は、施設内でも、どのような位置づけにすることが適当であり、どのような役割をもって勤務するかが模索され各施設での悩みが課題であった。さらに、被虐待児の施設入所が増加し、そのため、彼らのケアが難しく、心理担当者に対する期待がかなりたかまっていたところと想像できる。しかし、どのような勤務体制にするかは論議があり、このころから、生活の中で心理的業務を持つことになるのかあるいは心理の専門家として、心理治療を中心として、生活の中に入らないで、子どもの心の関わりに重点を当てるようにするかの論議が交わされた時代であった。

パス図を見てみると心理に対する肯定的な評価がみられるようになり、しかも、子どもの生

活に関するすべての因子で、心理的業務との関連を持っている。つまり、このころに就職した中堅の職員は、「心理的業務」が「心理以外の雑務」「子どもの生活業務」「子どもの人間関係」「子どもの変化」のすべての因子と関連していた。また、「子どもの生活業務」と「子どもの人間関係」との関連について、特に心理的業務と関連せず日常でのアドバイス等での役割を持っていたのかもしれない。「心理以外の雑務」について、その評価は否定的で心理的業務に対する期待もうかがえる。

③ 勤続10年～15年

虐待防止法によって、被虐待児が児童養護施設入所児童の約6割を占めることが明らかになり、厚生労働省が心理職員の導入を模索し始める。いくつかの施設ではそれ以前に心理専門家の職員を配置していたが、ほとんどの施設では、配置されていなかった。そのため、心理専門家が施設に配置されることによって、勤続6年～9年同様の施設内での葛藤がみられ、心理専門家の配置が義務化されると、配置することについてのある程度の外枠が規定され、ある程度の形式がおおまかに整備されることになり安定する。それ以前の任意である場合には、まだ依然として、心理専門家の導入なしで子どものケアをしていくことをきめているところもあった。心理職の役割として、明確な基準もなく、それぞれの施設で独自の導入の仕方をしていたところといえるかもしれない。そのため、多様な在り方がなされ、また、それぞれの施設がこれから先に心理の導入が義務化されることを見越して、仕事の内容、位置づけ、または、関わりについて模索されていたところに勤務しており、心理専門家の導入については施設の中で賛否両論が争われていた時期であろうと思われる。パス図からは、「否定的評価の因子」については「心理的業務」との関連は見られず、「心理以外の雑用」について否定的である。「心理的業務」については「子どもの生活」「子どもの人間関係」「子どもの変化」の因子と関連があり、生活上の様々なことは「心理的業務」と結び付けられて考えられていることがわかる。さらに、「心理以外の雑務」と「子どもの生活」「子どもの生活」と「子どもの人間関係」「子どもの人間関係」と「子どもの変化」とそれぞれに関連を持っており、一つの因子がいくつかの因子と関係を持つというのではなく、それぞれの因子が一つずつの因子と結びつくという特徴がみられる。心理の職務は他の多様な因子と関連がありつつ、個々の因子と単独での関連を持ち、全体的には関連があるというスタイルになっている。個別にそれぞれの因子が関連を持ちながら全体として「心理以外の雑務」については心理的業務とは関連をもたない一般業務の両者との関連をもつスタイルは心理専門家の役割がどういった役割をもつかはまだ不十分であり、心理関連を模索しているように思える。

④ 勤続16年以上

施設に心理士が導入される以前から、職務についており、心理のいない時と心理が導入された時の両方の施設の様子を体験している年代である。

パス図を見ると、「否定的評価」の因子との関連について「心理的業務」に対する肯定的な

関連（負の相関）を持ち「心理以外の雑務」についての「否定的評価」との関連、さらに、今までのパス図には全く出てこなかった、「子どもの変化」について「否定的評価」との関連が認められる。心理の導入が行われていない時、子どもたちの問題行動へのアプローチは心理専門家による、治療的な方法で行われることはなかった。心理導入以前は指導員や、保育士たちの役割の中に、生活カウンセリングの要綱があり、職員達は子どもの話を聴いたり、また、指導的に関わったりすることによって、子どもたちの困った行動の修正を行ってきた経験があり、それゆえ、生活担当職員にとっては専門家の手を借りる必要はないという感覚のあることが想像される。しかし、被虐待児の大量入所により、保育士や指導員の手にも余る子どもが急増しました専門的な治療のアプローチを要求されるようになり、心理専門家の職員の導入がなされることになった。そのため、「子どもの変化」については、この年代の職員は、特別、心理専門家の手を借りずとも、十分な人員の配置があれば可能であるというイメージがあり、初期のころは、多くの施設で心理担当職員の就職は拒否されていた。いわゆる「子どもの変化」については否定的評価がなされ、施設職員たちが、情熱がなく、熱くなれず、冷静で頭で子どもたちをみるような人には子どもは任せられないと語っていたことが印象的である。パス図にみられる「否定的評価」と「子どもの変化」との関連にみられ、心理専門家のかかわりによる「子どもの変化」に対する否定的な評価がむくもの、この年代の職員のかつての体験から、冷静にかかわるというよりは子どもに対して巻き込まれながらかかわることを求めているところがあり、心理担当職員の冷静な姿は受け入れがたいといえるかもしれない。「心理的業務」については「心理以外の雑務」と「子どもの変化」と「子どもの生活」の因子も関連を持っているこれらの関連は、心理的業務が、日常の子ども達と心理と生活との役割をもっていることが考えられる。「心理的業務」と「子どもの生活」との関連はみられるが「心理以外の雑務」は「否定的評価」との関連がある。心理専門家とのかかわりにおいて「心理的業務」「心理以外の雑務」と「子どもの人間関係」との関係があり、心理士の役割として「子どもの変化」と「心理的業務」との関係がありさらに「子どもの変化」は「否定的評価」とも関連があり、心理専門家による「心理的な業務」を通しての「子どもの変化」については否定的にとらえていると理解することができる。

5、総合考察

心理担当職員に対する生活担当職員の意識調査では、心理士の職務形態、職員の勤続年数によって、心理職員に対してどのような意識をもっているのかを、偏相関のパス図を用いて分析された。心理職員の勤務形態については、心理が施設に導入され始めたところからの大きな疑問と、大きな問題であった。それは、子どもたちにとって、今まで施設の中に存在してこなかった職員がどのように職務を行い、どのような職務内容をもって導入されていくかが大きなテ

マであったが、初期には心理専門家が生活に入るということは生活職員にとっては納得のいかないものであった。特に、厚生労働省がその義務化を行った際には、心理専門家の勤務の形態はその役割効果が大変重要な課題であった。

本研究はこれらの疑問、心理専門家の立場からではなく、施設の中で中心を担う生活担当者がこれらの状況から心理担当者をどのように感じ、また、今まで職員として存在していなかった職務をどのように導入するかを調査することは、将来に向けての心理職の在り方を模索するのに重要な課題であろう。心理専門家が理想的な像として描いたとしても、対象である子どもにとって、また、子どもに関わる職員にとって意味のあるものでなければならない。そのため、生活職員が心理職員に対してどのように考えるかをテーマにして調査、研究を行うことには意義があった。

結果は以上のとおりであるが、筆者としては意外にも生活の中に入りこんでしまっている心理士も、分離して生活とは別に心理の業務を行う心理士もどちらも、生活職員から同じように肯定的な評価と関連しているということであった。この結果は、心理職員が施設の中では二つの役割に従事することが必要で、それぞれの群（独立と混合）が、二つの心理の職務の代表であるということができる。一つは具体的な子どもの心理治療であり、それは生活と分離したスタイル（独立）で心理治療室が十分に現実的な生活の荒波から守られ、子どもの内的な世界に関わって子どもの心のケアを直接行う役割と、今一つは現実の生活の中で生活職員と同じような職務を行うスタイル（混合）では、かかわりの難しい子どもに対する生活担当者の関わりに対してのアドバイスや生活に入って子供の行動観察とともに職員の子どもへの関わり方を観察することで指導を行う役割である。問題はその中間的な立場にあって、生活とも心理ともどっちつかずになっている心理担当者に対して、生活担当者は心理的業務との関連を認めていないことである。特に、部分混合の群においては心理的業務に対する評価との関連もなくさらに、日常の子どもの生活や人間関係変化についても関連が見られないことである。施設での心理の在り方は、今もってその形態や位置づけが決められていない。しかし、施設は様々な規模、形式があり、入所する子どもたちも一定の問題を抱えているのではなく様々である。そのため、それぞれの環境に応じた心理治療の必要性、また、生活の中での生活職員へのアドバイスの役割が重要で、生活担当者の生活の補足的役割を担うことは心理専門家としての職務を遂行することにはなっていない可能性がある。

勤続年数については、心理の導入があたりまえになっている現在の生活職員と心理担当者が存在しなかったころを知る職員とでは心理担当職員に対する意識も違いがある。心理士の導入が義務化されることで心理担当職員が存在するのが当たり前になっている新しい職員にとっては、心理の業務についてもそれほど注目している様子が見えず、心理職員がどのような仕事をしているのかについては、却ってよく知らない可能性が高い。

現在の子どもたちの様子はかつてとは違ってきていることは確かで、それにはやはり専門的

なケアを施設の中で実施することは大変重要である。専門的なことは他の公的な施設で行うというより、子どもたちの生活、生活職員の苦労、さらにそこに働く職員のことも知っておくことでそれぞれの施設の特性を身につけているところで行われることの治療的アプローチであるからこそ、子どもは安全感と安心感を形成することができるのである。その意味では施設の中での心理担当者は、施設の生活に入り込んでいようとも、独立していようとも、それぞれの施設の文化に応じたスタイルで子どものために適した方法を用いることが必要なのであろう。

6、展望

今回児童養護施設の心理担当職員の勤務について生活職員の意識を調査することで、まずは施設の心理士の導入のスタイルを中心に考えていたが、それぞれのスタイルでの役割として十分に機能しているということが導き出せたように思う。故に、形態について云々するのではなく、子どもを抱える施設の職員の人間関係や、子どもと職員の人間関係を心理学の観点から調査する必要がある。今回の研究データをさらに共分散構造分析を行うことで心理専門家の施設内の役割、その効果、効果の要因の分析を進める。

謝辞

本論文作成に当たりお忙しいところご協力いただいた施設の皆様に感謝の意を表します。
尚、本調査は2016年度仏教文化研究所の個人研究で予算をいただき調査研究したものである。

参考文献

- 1、橋本達昌 2014 地域連会による社会的養護施設の構築
自治総研通巻431号 pp36-70
- 2、橋本好市、明紫聡史 2014 児童養護施設の小規模化に関する考察と課題 園田学園女子大学論文集
第48号 pp147-163
- 3、樋口亜瑞佐 2008 児童養護施設における心理療法事業に関する一考察
大阪府立大学大学院人間社会学研究科心理臨床センター紀要、pp44-49
- 4、樋口亜瑞佐 2010 児童養護施設における心理療法事業に関する一考察その3
大阪府立大学大学院人間社会学研究科心理臨床センター紀要、pp41-47
- 5、吉田ゆり他 2010 児童養護施設における心理支援の現状と課題
鹿児島純心女子大学大学院人間科学研究科紀要第5号 pp3-13
- 6、藤田哲也 2012 児童養護施設での生活経験のあるものから見た「よい職員」とは 金城学院大学論集
人文科学編第8巻第2号 pp180-192
- 7、藤平浩史、青木真理 2001
ある児童養護施設における被虐待児の発達支援
福島大学教育実践研究紀要 第40号 pp123-130
- 8、福島一雄 児童養護施設が求めている人材
社会福祉研究 第77号 pp67-72
- 9、井出智博 2012 児童養護施設における心理職の活用に関する調査研究、児童養護施設編

児童養護施設内心理療法士の職務調査

- 平成21年度～23年度 科学研究費補助金 21730482 報告書 pp1-52
- 10、井出智博 2012 平成21年度科学研究費補助金 (21730482)
児童養護施設・乳児院における心理職活用に関するアンケート調査
平成22年集計結果 報告書
- 11、加藤尚子 2002
児童養護施設における心理療法担当職員の現状と課題 (2)
- 12、加藤尚子 2005 児童養護施設における心理療法担当職員による心理的援助と課題 立教大学コミュニティ福祉学部紀要大7号 pp1-11
- 13、加藤尚子 2013 児童養護施設における心理コンサルテーションの機能に関する研究 心理臨床学研究 Vol.31, No4pp663-673 誠心書房
- 14、加藤尚子編 2012 施設心理士と言う仕事 ミネルバ書房
- 15、鎌田道彦・駒込勝利 2008 児童養護施設職員へのインタビュー調査からみた集団処遇に関する悩みに
ついて 仁愛大学研究紀要第7号 pp16-23
- 16、加藤尚子 2003 児童養護施設における心理的援助に関する一考察
日本社会事業大学研究紀要 50 pp151-173
- 17、神田有希恵 2009 児童養護施設職員の施設内体験と感情状態
川崎医療福祉学会誌 Vol19, No. 1 pp35-45
- 18、木村恵理 2008 被虐待児の発達上の問題と介入
お茶の水女子大学臨床相談センター紀要 第10号 pp51-64
- 19、木村恵理 2009 日本における児童養護施設の心理療法担当職員の役割
PROCEEDINGS 08 pp163-172
- 20、松利恵子 2013 児童養護施設における施設版ペアレントトレーニングの実践
子どもの虐待とネグレクト 15巻1号
- 21、前田研史編著 2009 八木修司児童福祉と心理臨床 福村出版
- 22、増沢 高 2004 児童養護施設における心理職の現状
季刊児童養護 Vol. 35 No. 1
- 23、丸岡利則・丸岡桂子 2014 児童施設ケアの再構築
東邦学誌第43巻2号 pp39-50
- 24、森田喜治 2014 児童養護施設における心理担当職員の役割
龍谷大学臨床心理学紀要2号 pp2-14
- 25、森田喜治 2006 児童養護施設と被虐待児 創元社
- 26、森田喜治 2000 児童養護施設での自立支援に向けてのプレイセラピーの実践
母子保健情報 第42号 pp91-94
- 27、森田喜治 1998 僕を引き取ってください
日本心理臨床学研究 Vol. 8, No. 2
- 28、森田喜治・山縣文治 1997 養護施設における養育環境と人間関係の成熟度に関する研究大阪市立大学
生活科学部紀要 第45巻 pp199-207
- 29、森田喜治 2000 児童養護施設での自立支援に向けてのプレイセラピーの実践 母子保健情報 42 恩
寵財団母子愛育会 pp91-95
- 30、森田喜治・東山紘久 1986 養護施設内精神遅滞児のプレイセラピー 大阪教育大学養護教育教室第8
号 pp109-119
- 31、森田喜治 1989 養護施設における遊戯治療
大阪教育大学養護教育教室研究紀要第12号 pp101-111
- 32、森田喜治 2011 被虐待児への児童養護施設での対応

児童養護施設内心理療法士の職務調査

- 臨床心理学 第11巻 5号 pp648-652 金剛出版
- 33、森田喜治 2016 児童養護施設内心理療法士の職務調査自由記述編
龍谷大学論集 第390号 pp57-91
- 34、森田喜治 2014 問題行動の意味と事例研究の意義
龍谷大学論集 484
- 35、森田喜治 2006 被虐待児の理解II 龍谷大学論集 第467
- 36、森田喜治 1988 養護施設児の遊戯治療
大阪教育大学養護教育教室、聴覚言語障害児教育教室第11号 pp37-41
- 37、永井 亮 2005 児童養護施設における被虐待児への支援
テオロギア・ディアコニアルーテル学院研究紀要39 pp89-101
- 38、小木曾宏 2010 児童養護施設・児童自立支援に入所する児童の現状と支援施策の課題 季刊・社会保障研究 Vol.45 No.4 pp396-406
- 39、大原天青 2013 児童養護施設における心理療法を受ける子どもの特徴臨床心理学研究 Vol.13 No.5 pp681-687 金剛出版
- 40、似島裕子 2009 児童養護施設における児童の悩みと、職員の支援の在り方に関する分析的研究
弘前学院大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学研究第4号 pp9-16
- 41、坂本正路 2000 児童養護施設職員の受ける二次的トラウマ(心的外傷)とその回復について 小田原女子短期大学紀要(30) pp77-88
- 42、佐藤幸子、佐藤志保 2011 児童養護施設職員が被虐待児とのかわりを進展させるプロセス日本看護研究会雑誌 Vol.134, No.5
- 43、玉井紀子 森田展彰 2013 大谷保和児童養護施設におけるリービングケアに関する研究子どもの虐待とネグレクト第15巻1号 pp66-76
- 44、田島誠一 2009 児童養護施設に対して日本の専門家は何をしてきたか
現場を支援する立場から51, 4 シンポジウム3
児童青年精神医学とその近接領域
- 45、綱川弘樹 2012 児童養護施設における心理療法担当職員としての一考察 福祉臨床学研究 第9巻 第1号 pp40-50
- 46、竹森元彦・吉田耕平 2010 児童養護施設の実践から見た現状と支援に関する福祉臨床的研究
香川大学教育学部研究報告第1部(133) pp49-69
- 47、築地典絵 2004 児童養護施設における心理職の役割についての報告
花園大学社会福祉学部研究紀要 第12号
- 48、坪井裕子 2008 児童養護施設における臨床心理士の役割と課題
こころとことば7 pp47-59
- 49、坪井裕子 三後美紀 2011 児童福祉施設の職員による子どもの問題行動の困難性の認知と対応行動の関係 子どもの虐待とネグレクト第13巻第1号 pp105-113
- 50、高橋 悟 2009 児童養護施設における心理臨床
京都大学大学院 臨床教育実践センター紀要第7号 pp48-59
- 51、高田 治 2001 福祉領域における臨床心理の問題群
Psychiatry No.23 pp889-892
- 52、滝川一廣 2008 子どもはどこで育てられるのか
こころの科学137「児童福祉施設」日本評論社2008
- 53、高橋千枝、内藤直人 2009 児童養護施設入所児の職員感と生活意識 鳥取大学地域学部紀要 6巻2号 pp159-171
- 54、谷口純世 2016 児童養護施設における「当たり前の生活」に関する課題 愛知淑徳大学論集-福祉貢献

児童養護施設内心理療法士の職務調査

学部篇—第6号 pp1-14

- 55、垂水健児、野島靖子、児童養護施設における児童指導員の専門性に関する研究 日本社会福祉学会
第58回秋期大会
- 56、鵜飼奈津子 2010 児童養護施設における臨床心理士の活動状況及び今後の課題（1）大阪経済大学論
集 60巻5号調査 pp241-252
- 57、鵜飼奈津子 2010 児童養護施設における臨床心理士の活動状況の調査及び今後の課題（2）大阪経済大
学論集 60巻第6号 pp87-96
- 58、鵜飼奈津子 2015 児童養護施設に暮らす子どもと心理療法、そして職員の支援 子育て支援と心理
臨床 10 pp47-48
- 59、内海新祐 2013 児童養護施設の心理臨床 日本評論社
- 60、依田尚也 2012児 童養護施設の入所児童に対して大学生が抱くイメージ 学習院大学人文科学論集
21 pp167-183
- 61、山本佳代子 2011 児童養護施設における実践研究に関する一考察山口県立大学学術情報第4号社会福
祉学部紀要 通巻17号 pp37-49
- 62、安田勉 2001 児童養護施設におけるセラピストの活動について
青森保険大学紀要3（1）pp89-95
- 63、吉村 譲 2010 児童養護施設における心理療法担当職員の活動の場作りについて 東邦学誌 第39
巻2号 pp13-30
- 64、吉村 譲 2003 児童養護施設において心理担当職員ができること
日本の児童福祉18